

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名：大成建設株式会社（法人番号4011101011880）

業者の住所：東京都新宿区西新宿1-25-1

2 指名停止措置期間：令和2年6月16日から令和2年7月15日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）

4 事実概要：

大成建設株式会社の従業員は鹿児島市内の耐震改修工事において、アスベストの除去作業の仕事を開始するにあたり、開始日の14日前までに鹿児島労働基準監督署長に計画の届出を行わなかったとして、令和2年4月3日、労働安全衛生法違反で鹿児島簡易裁判所から、罰金刑の略式命令を受け、同年4月22日にその刑が確定した。

5 指名停止措置理由：

上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

指名停止措置要領別表第2

措 置 要 件	期 間
1～14（略）  （不正又は不誠実な行為） 15 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
16（略）	

